

代理 宅建 H09-01-2 《#683》

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bの代理人としてB所有の土地をCに売却する契約を締結した。なお、Bは、Aに代理権を与えたことはなく、かつ、代理権を与えた旨の表示をしたこともないものとする。Aは、Bの追認のない間は、契約を取り消すことができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 無権代理の相手方の取消権【★基礎必須】

代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時において代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。（民法 115 条）

⇒ 相手方は、善意の場合、取り消すことができる（過失の有無は問わない）